



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月30日水曜日 第1959号

### ◇ 目次 ◇

指定完成検査機関の指定.....	500
指定保安検査機関の指定.....	500
指定居宅サービス事業者の指定.....	500
指定介護予防サービス事業者の指定.....	501
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	501
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	502
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更.....	502
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	502
指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	502
指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	502
指定居宅サービス事業の廃止.....	503
指定居宅介護支援事業の廃止.....	503
指定介護予防サービス事業の廃止.....	503
指定介護療養型施設の指定の辞退.....	504
定期種畜検査の実施.....	504
ふ化業者の登録.....	504

同意の成立（特定養殖共済）.....	505
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	505
コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いが ると認められた県内の公共水面及びこれと接続一体をなす水面 の範囲.....	505
開発行為に関する工事の完了.....	505
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	505
道路の供用開始（ " ）.....	505

### 教育委員会公告

愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指 定管理者の募集.....	506
愛媛県総合科学博物館の指定管理者の募集.....	508
愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の募集.....	509

### 人事委員会規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正す る規則.....	511
---	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第 666 号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204 号）第20条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり指定完成検査機関を指定した。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	完 成 検 査 を 行 う 事 業 所		指 定 の 区 分	指 定 の 期 間
		名 称	所 在 地		
萩尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	萩尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第33条第3項において準用する同規則第32条第1項に規定する製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を行う者	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

### ○愛媛県告示第 667 号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204 号）第35条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり指定保安検査機関を指定した。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	保 安 検 査 を 行 う 事 業 所		指 定 の 区 分	指 定 の 期 間
		名 称	所 在 地		
萩尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	萩尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第4項に規定する特定施設の保安検査を行う者	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

### ○愛媛県告示第 668 号

介護保険法（平成9年法律第 123 号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106840	株式会社ユーミーケア	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号本部第1ビル	通所介護	ユーミーデイサービス	愛媛県松山市山越二丁目5-26	平成20年3月1日
3870106857	株式会社ユーミーケア	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号本部第1ビル	短期入所生活介護	ユーミーショートステイ	愛媛県松山市山越二丁目5-26	平成20年3月1日
3870106865	株式会社ユーミーケア	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号本部第1ビル	訪問介護	ユーミーケア湯渡	愛媛県松山市湯渡町1-24	平成20年3月1日
3870400698	株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号本部第1ビル	訪問介護	ユーミーケア八幡浜	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	平成20年3月1日
3870501800	ベストケア株式会社	愛媛県松山市北条辻610番地15	通所介護	ベストケア・デイサービスセンターいずみ	愛媛県新居浜市星原町12番46号	平成20年3月1日
3871300418	有限会社スローライフ	愛媛県四国中央市川之江町字馬場2083番4	通所介護	デイサービスすろうらいふ	愛媛県四国中央市川之江町字濱田2651-6	平成20年3月3日
3810610000	医療法人伊藤医院	愛媛県西条市飯岡字原之段1292番地	通所リハビリテーション	伊藤医院	愛媛県西条市飯岡字原之段1292番地	平成20年3月7日
3871500066	生活協同組合コープえひめ	愛媛県松山市朝生田町三丁目1番12号	通所介護	コープえひめ通所介護事業所見奈良きどさんち	愛媛県東温市見奈良1429-2	平成20年3月17日
3870501818	株式会社お茶屋の里	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番23号御茶屋荘	通所介護	デイサービス中の茶屋	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8-21	平成20年3月24日

○愛媛県告示第669号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3863590513	医療法人光佑会	愛媛県伊予郡松前町神崎586番地	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション菜の花	愛媛県伊予郡松前町神崎578番地1	平成20年3月1日
3870106840	株式会社ユーミーケア	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号本部第1ビル	介護予防通所介護	ユーミーデイサービス	愛媛県松山市山越二丁目5-26	平成20年3月1日
3870106857	株式会社ユーミーケア	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号本部第1ビル	介護予防短期入所生活介護	ユーミーショートステイ	愛媛県松山市山越二丁目5-26	平成20年3月1日
3870106865	株式会社ユーミーケア	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号本部第1ビル	介護予防訪問介護	ユーミーケア湯渡	愛媛県松山市湯渡町1-24	平成20年3月1日
3870400698	株式会社ユーミーケア	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号本部第1ビル	介護予防訪問介護	ユーミーケア八幡浜	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	平成20年3月1日
3870501800	ベストケア株式会社	愛媛県松山市北条辻610番地15	介護予防通所介護	ベストケア・デイサービスセンターいずみ	愛媛県新居浜市星原町12番46号	平成20年3月1日
3871200121	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	介護予防訪問介護	株式会社悠遊社東予事業所	愛媛県西条市新市650番地6	平成20年3月1日
3871300418	有限会社スローライフ	愛媛県四国中央市川之江町字馬場2083番4	介護予防通所介護	デイサービスすろうらいふ	愛媛県四国中央市川之江町字濱田2651-6	平成20年3月3日
3810610000	医療法人伊藤医院	愛媛県西条市飯岡字原之段1292番地	介護予防通所リハビリテーション	伊藤医院	愛媛県西条市飯岡字原之段1292番地	平成20年3月7日
3871500066	生活協同組合コープえひめ	愛媛県松山市朝生田町三丁目1番12号	介護予防通所介護	コープえひめ通所介護事業所見奈良きどさんち	愛媛県東温市見奈良1429-2	平成20年3月17日
3870501818	株式会社お茶屋の里	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番23号御茶屋荘	介護予防通所介護	デイサービス中の茶屋	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8-21	平成20年3月24日

○愛媛県告示第670号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870100728	医療法人聖光会	愛媛県松山市鷹子町525番地1	訪問介護	ホームヘルパーステーション『たかのこ館』	ホームヘルパーステーションたかのこ館	愛媛県松山市鷹子町527-1	平成20年3月26日

○愛媛県告示第671号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870103383	有限会社創夢会	愛媛県松山市石風呂町400番地	訪問介護	すみれ野介護サービスセンター	愛媛県松山市石風呂町400番地	愛媛県松山市松ノ木二丁目696-7	平成20年3月1日

○愛媛県告示第672号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870106881	医療法人社団慈生会	愛媛県松山市松末二丁目19番36号	居宅介護支援	松山城東病院	松山城東病院指定居宅介護支援事業所	愛媛県松山市松末二丁目19番36号	平成20年3月1日

○愛媛県告示第673号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870103383	有限会社創夢会	愛媛県松山市石風呂町400番地	居宅介護支援	すみれ野介護サービスセンター	愛媛県松山市石風呂町400番地	愛媛県松山市松ノ木二丁目696-7	平成20年3月1日

○愛媛県告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870100728	医療法人聖光会	愛媛県松山市鷹子町525番地1	介護予防訪問介護	ホームヘルパーステーション『たかのこ館』	ホームヘルパーステーションたかのこ館	愛媛県松山市鷹子町527-1	平成20年3月26日

○愛媛県告示第675号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業

業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの 種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870103383	有限会社創夢会	愛媛県松山市石風呂町40 0番地	介護予防 訪問介護	すみれ野介護サービス センター	愛媛県松山市石風呂 町400番地	愛媛県松山市松ノ木 二丁目696-7	平成20年 3月1日

○愛媛県告示第 676 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870101296	有限会社八幡浜看護婦家 政婦紹介所	愛媛県八幡浜市大平1- 782-20	訪問介護	えひめヘルパー松山	愛媛県松山市湯渡町1- 24	平成20年2月29日
3870101346	有限会社ホームケアサー ビス	愛媛県松山市南久米町10 8-2	福祉用具貸与	ホームケアサービス	愛媛県松山市湯渡町1- 22しみずコーポ203号	平成20年2月29日
3870101346	有限会社ホームケアサー ビス	愛媛県松山市南久米町10 8-2	特定福祉用具販売	ホームケアサービス	愛媛県松山市湯渡町1- 22しみずコーポ203号	平成20年2月29日
3870103912	有限会社八幡浜看護婦家 政婦紹介所	愛媛県八幡浜市大平1- 782-20	短期入所生活介護	悠美ショートステイ	愛媛県松山市山越二丁目 5-26	平成20年2月29日
3870103920	有限会社八幡浜看護婦家 政婦紹介所	愛媛県八幡浜市大平1- 782-20	通所介護	悠美デイサービス	愛媛県松山市山越二丁目 5-26	平成20年2月29日
3870400151	有限会社八幡浜看護婦家 政婦紹介所	愛媛県八幡浜市大平1- 782-20	訪問介護	えひめヘルパー八幡浜	愛媛県八幡浜市大平1- 782-20	平成20年2月29日
3870400565	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市新町272 番1	短期入所生活介護	おるde新町短期入所生 活介護事業所	愛媛県八幡浜市新町272 番1	平成20年2月29日
3810111546	医療法人福井整形外科麻 酔科	愛媛県松山市久米窪田町 784番地1	通所リハビリテー ション	福井整形外科・麻酔科医 院	愛媛県松山市久米窪田町 784-1	平成20年3月5日
3860190432	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町813	訪問看護	訪問看護ステーションあ いじゅ	愛媛県松山市東方町813	平成20年3月10日
3873500262	伊予基準寝具株式会社	愛媛県伊予郡松前町出作 528-1	福祉用具貸与	伊予基準寝具株式会社	愛媛県伊予郡松前町出作 528-1	平成20年3月10日
3810128235	社会福祉法人恩賜財団済 生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町997 番地1	通所リハビリテー ション	社会福祉法人恩賜財団済 生会高浜診療所	愛媛県松山市高浜町2- 2232-2	平成20年3月11日

○愛媛県告示第 677 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870100405	ケーピーシー・トータル サービス株式会社	愛媛県松山市一番町1- 1-3	居宅介護支援	ケーピーシー・トータル サービス株式会社	愛媛県松山市一番町1- 1-3	平成20年3月19日

○愛媛県告示第 678 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870101296	有限会社八幡浜看護婦家政婦紹介所	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	介護予防訪問介護	えひめヘルパー松山	愛媛県松山市湯渡町1-24	平成20年 2月29日
3870101346	有限会社ホームケアサービス	愛媛県松山市南久米町108-2	介護予防福祉用具貸与	ホームケアサービス	愛媛県松山市湯渡町1-22しみずコーポ 203号	平成20年 2月29日
3870101346	有限会社ホームケアサービス	愛媛県松山市南久米町108-2	特定介護予防福祉用具販売	ホームケアサービス	愛媛県松山市湯渡町1-22しみずコーポ 203号	平成20年 2月29日
3870103912	有限会社八幡浜看護婦家政婦紹介所	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	介護予防短期入所生活介護	悠美ショートステイ	愛媛県松山市山越二丁目5-26	平成20年 2月29日
3870103920	有限会社八幡浜看護婦家政婦紹介所	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	介護予防通所介護	悠美デイサービス	愛媛県松山市山越二丁目5-26	平成20年 2月29日
3870400151	有限会社八幡浜看護婦家政婦紹介所	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	介護予防訪問介護	えひめヘルパー八幡浜	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	平成20年 2月29日
3870400565	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市新町272番1	介護予防短期入所生活介護	おる d e 新町短期入所生活介護事業所	愛媛県八幡浜市新町272番1	平成20年 2月29日

○愛媛県告示第 679 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810228100	医療法人聖ルカ会	愛媛県今治市別宮町三丁目7番地8	介護療養型医療施設	木原病院	愛媛県今治市別宮町三丁目7番地8	平成20年 2月29日

○愛媛県告示第 680 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による平成20年度定期種畜検査の期日、時間及び場所は次のとおりである。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査月日	検査時間	検査場 所
5月21日	9時30分から11時30分まで 13時30分から14時30分まで	西予市野村町阿下7号156番地 愛媛県農林水産研究所畜産研究センター 西予市宇和町山田1300番地
5月22日	10時から11時まで	松山市八反地498番地 愛媛大学農学部付属農場
5月23日	9時30分から10時30分まで 11時から12時まで	新居浜市大生院戸屋の鼻1960番地 西条市玉津下島山甲569番地

○愛媛県告示第 681 号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のようにふ化業者の登録をした。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	氏名（又は名称）及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
20第1号	平成20年 5月1日	J A えひめフレッシュフーズ株式会社 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18	J A えひめフレッシュフーズ株式会社ふ卵場 伊予郡松前町大字中川原新開82番地

○愛媛県告示第 682 号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 3 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

真珠母貝養殖業

加 入 区
三浦加入区
遊子加入区
蔣淵加入区
下波加入区
日振島加入区

○愛媛県告示第 683 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は

起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

認可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 4月30日から 5月14日まで

○愛媛県告示第 684 号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第 4 号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面の範囲を、平成20年 4月 1 日次のとおり定めた。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続一体をなす用排水路
- 2 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続一体をなす内水面
- 3 西条市北条1407番 1 地先の遊水池、二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続一体をなす用排水路
- 4 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続一体をなす用排水路
- 5 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続一体をなす内水面

○愛媛県告示第 685 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第 5 号 平成20年 4月18日	伊予郡松前町大字西古泉字大福370番 2	伊予郡松前町大字西古泉字大福370番地 2 八 塚 隆 巳

○愛媛県告示第 686 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都1847番 3 から 同町僧都1849番 1 地先まで	旧	メートル 5 4 ~ 14 2	キロメートル 0.050	
			新	10 2 ~ 14 2	0.050	

○愛媛県告示第 687 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4月30日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都1847番3から 同町僧都1849番1地先まで	平成20年4月30日

教育委員会公告

○公告

愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の募集について

愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年4月30日

愛媛県教育委員会

教育長 藤岡 澄

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 施設の概要

ア 愛媛県生涯学習センター（以下「学習センター」という。）

1 所在地	松山市上野町甲650番地
2 設置目的	県民の生涯にわたる学習活動を促進し、及び援助するために必要な学習情報の提供、調査研究、指導者の養成、学習機会の提供等の各種事業の実施及び施設の提供
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 建物敷地（愛媛県総合教育センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの敷地を含む。） 21,950㎡ グランド・駐車場敷地 23,268㎡ イ 建築面積 5,377㎡ ウ 延床面積 12,845㎡ (2) 構造 鉄筋鉄骨コンクリート造（地下1階、地上4階） (3) 施設内容 県民小劇場（505席） レッスン室（2室） パソコン演習室（31台） 研修室（6室） 図書室（349㎡） アトリウム（584㎡） 愛媛人物博物館展示室（6室） (4) 駐車台数約400台（本館1階：講師用駐車場12台、身体障害者用駐車場2台、屋外駐車場：高齢者用駐車場10台、第一駐車場100台、第二駐車場122台、第三駐車場65台、第四駐車場60台、その他グランドにも駐車可）
4 事業概要	(1) 学習情報の収集及び提供並びに学習相談 (2) 生涯学習の指導者の養成 (3) 生涯学習に関する学習機会の提供 (4) 愛媛人物博物館の運営 (5) 施設の提供 (6) その他必要な業務

イ えひめ青少年ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）

1 所在地	松山市上野町甲650番地
2 設置目的	共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積（愛媛県総合教育センター及び学習センターの敷地含む） 21,950㎡ イ 延床面積 5,650㎡ (2) 構造 ア 管理研修棟 鉄筋コンクリート造（地上3階） イ 宿泊棟 鉄筋コンクリート造（地上4階） ウ 体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造（地上1階） エ 機械室 鉄筋コンクリート造（地上1階） (3) 施設内容 ア 管理研修棟 研修打合せ室（14人） オリエンテーション室（90人） 音楽芸能室（90人） 研修室1（36人） 研修室2（36人） 研修室3（24人） 図書室（24人） 集会室（120人） 創作活動室（18人） 講師控室（5人） 作法室（18人） イ 体育館（30m×28m） ウ 宿泊棟 宿泊室（定員250人、和室7部屋、洋室41部屋） 浴室（大浴場20人程度、小浴場15人程度） 食堂（168人） ロビー・談話室（各階） (4) 駐車台数 12台駐車可能（その他学習センターの駐車場も利用可）
4 事業概要	(1) 青少年の団体宿泊訓練その他青少年の教育に必要な研修 (2) 家族、青少年等の体験活動の機会の提供 (3) 県民の生涯学習活動の場の提供 (4) その他必要な業務

(2) 指定管理者の業務

ア 学習センターにおける指定管理者の業務

(ア) 学習センターの事業の実施に関する業務（学習情報の収

集及び提供、生涯学習に関する学習機会の提供等)

- (イ) 学習センターの利用の許可に関する業務
- (ウ) 学習センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (エ) 学習センターの利用の促進に関する業務
- (オ) 学習センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (カ) その他教育委員会が定める業務
- (キ) 学習センターの資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務

#### イ ふれあいセンターにおける指定管理者の業務

- (ア) ふれあいセンターの事業の実施に関する業務(青少年の団体宿泊訓練、体験活動の機会の提供等)
- (イ) ふれあいセンターの利用の許可に関する業務
- (ウ) ふれあいセンターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (エ) ふれあいセンターの利用の促進に関する業務
- (オ) ふれあいセンターの施設、附属設備及び備品等の維持管理に関する業務
- (カ) その他教育委員会が定める業務

#### (3) 管理の基準

愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)及びえひめ青少年ふれあいセンター管理条例(平成20年愛媛県条例第29号)の規定によるほか、学習センター及びふれあいセンター(以下「両センター」という。)の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

#### 2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間(予定)

#### 3 申請資格等

##### (1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

- ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等
- ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
- オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等
- キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ク 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくな

った日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)の統制下にある法人等

- ケ 役員(法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
- (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人
- (ウ) 破産者で復権を得ない者
- (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 暴力団対策法(第31条第7項を除く。)に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (カ) 暴力団員等
- (キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に規定する排除措置の対象となる者

#### (2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

#### 4 指定管理者の選定方法等

##### (1) 選定基準

ア 両センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 両センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

##### (2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

#### 5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) 両センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書
- (7) 団体の概要を記載した書類
- (8) 役員名簿
- (9) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

- (1) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 6 申請期間
 

平成20年6月20日(金)から7月15日(火)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。

郵送により提出する場合は、書留、簡易書留又は配達記録郵便により提出のこと(平成20年7月15日(火)までの消印有効)。
- 7 募集要項の請求先及び申請書等の提出先
 

〒790 - 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係  
電話番号 089 (912) 2931
- 8 その他
 

両センターについて、一体的管理を行う指定管理者を募集する。ただし、一体的管理が困難な場合は、施設ごとの申請も可能とする。なお、両センターの一体的管理を提案した申請者は、評価を加点する。

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県総合科学博物館の指定管理者の募集について

愛媛県総合科学博物館の指定管理者を次のとおり募集する。  
平成20年4月30日

愛媛県教育委員会

教育長 藤 岡 澄

1 愛媛県総合科学博物館(以下「博物館」という。)の概要

1 所在地	新居浜市大生院2133番地の2
2 設置目的	博物館法(昭和26年法律第285号)に規定する登録博物館として、県民に自然や科学に関する正しい理解を深めるための学習機会を提供し、創造的風土の醸成を図るとともに、科学技術の進歩と本県産業の発展に寄与する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 84,082㎡ イ 延床面積 16,596㎡ ウ 立体駐車場 6,258㎡ (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造(地上4階、地下1階) (3) 施設内容 常設展示室(自然館・科学館・産業館) プラネタリウム 企画展示室 多目的ホール 図書室(ビデオブース) 研修室(3室) パソコン演習室 ミーティングルーム 研究室 スタジオ 収蔵庫(5室) 収蔵管理室 くん蒸室 館長室 事務室 会議室 託児室 オリエンテーションルーム エントランスホール

	(4) 駐車台数 普通車約320台
4 事業概要	(1) 博物館法第3条に規定する事業 (2) プラネタリウムの運営 (3) 生涯学習の促進及び援助 (4) 施設の提供 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 博物館法第3条に規定する事業に係る業務のうち、教育委員会が定める業務(プラネタリウムの運営、生涯学習の促進及び援助並びに施設の提供に関する業務を含む。)
- (2) 博物館の利用の許可に関する業務
- (3) 博物館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 博物館の利用の促進に関する業務
- (5) 博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他教育委員会が定める業務
- (7) 博物館の資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務

3 管理の基準

愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)の規定によるほか、博物館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ク 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)の統制下にある法人等

ケ 役員(法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがある

ものにあつては、代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人
- (ウ) 破産者で復権を得ない者
- (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 暴力団対策法の規定(第31条第7項を除く。)に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (カ) 暴力団員等
- (キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に規定する排除措置の対象となる者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 博物館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 博物館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) 博物館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書
- (7) 団体の概要を記載した書類
- (8) 役員名簿
- (9) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年6月20日(金)から7月15日(火)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。

郵送により提出する場合は、書留、簡易書留又は配達記録郵便により提出のこと(平成20年7月15日(火)までの消印有効)。

9 募集要項の請求先及び申請書等の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係

電話番号 089 (912) 2931

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の募集について

愛媛県歴史文化博物館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年4月30日

愛媛県教育委員会

教育長 藤 岡 澄

1 愛媛県歴史文化博物館(以下「博物館」という。)の概要

1 所在地	西予市宇和町卯之町四丁目11番地2
2 設置目的	博物館法(昭和26年法律第285号)に規定する登録博物館として、本県全体の歴史文化に関する資料の収集や保存・展示、調査研究を行うとともに、各種普及啓発事業を通じ、県民に歴史文化を学ぶ機会を提供し、個性豊かな文化の創造に資する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 64,431㎡ イ 延床面積 18,036㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造又は木造 地上3階) (3) 施設内容 常設展示室(歴史展示室1~4、民俗展示室1~3、考古展示室、文書展示室) 企画展示室 多目的ホール(観客席296席) 図書室(ビデオブース) 研修室(3室) パソコン演習室(19台) ミーティングルーム 研究室・展示案内員控室 文書閲覧室 スタジオ 録音室 収蔵庫(5室) 収蔵管理室 くん蒸室 保存処理室 館長室 応接室 事務室 会議室 体験学習室 休憩室 託児室 オリエンテーションルーム エントランスホール (4) 駐車台数 164台(うち大型バス専用8台)
4 事業概要	(1) 博物館法第3条に規定する事業

- |                 |
|-----------------|
| (2) 生涯学習の促進及び援助 |
| (3) 施設の提供       |
| (4) その他必要な業務    |

## 2 指定管理者の業務

- (1) 博物館法第3条に規定する事業に係る業務のうち、教育委員会が定める業務（生涯学習の促進及び援助並びに施設の提供に関する業務を含む。）
- (2) 博物館の利用の許可に関する業務
- (3) 博物館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 博物館の利用の促進に関する業務
- (5) 博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他教育委員会が定める業務
- (7) 博物館の資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務

## 3 管理の基準

愛媛県歴史文化博物館管理条例（平成20年愛媛県条例第27号）の規定によるほか、博物館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

## 4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）

## 5 申請資格等

## (1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものあっては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用

する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ロ) 破産者で復権を得ない者

(ハ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ニ) 暴力団対策法の規定（第31条第7項を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ホ) 暴力団員等

(ヘ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に規定する排除措置の対象となる者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

## 6 指定管理者の選定方法等

## (1) 選定基準

ア 博物館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 博物館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

## (2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

## 7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) 博物館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書

(7) 団体の概要を記載した書類

(8) 役員名簿

(9) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

## 8 申請期間

平成20年6月20日（金）から7月15日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。

郵送により提出する場合は、書留、簡易書留又は配達記録郵便により提出のこと（平成20年7月15日（火）までの消印有効）。

9 募集要項の請求先及び申請書等の提出先  
〒790 - 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係

電話番号 089 ( 912 ) 2931  
10 その他  
詳細は、募集要項による。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1061

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 62)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第4条</b> 条例第6条の2の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する教頭、<u>主幹教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、<u>2級</u>又は特2級のものとする。</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第4条</b> 条例第6条の2の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する教頭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級又は<u>2級</u>_____のものとする。</p>

(教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 390)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p><b>別表第1</b>(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公</th> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭(条例別表第2_____の職務の級が2級である教頭に限る。)</td> <td></td> <td>5種</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>(第3条関係)</p> <p>1 中学校・小学校教育職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>区分</th> <th>管理職手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p><b>別表第3</b>(第3条関係)</p> <p>1 中学校・小学校教育職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>区分</th> <th>管理職手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	公	職	区分	省略			教頭(条例別表第2_____の職務の級が2級である教頭に限る。)		5種	職務の級	区分	管理職手当	省略			職務の級	区分	管理職手当	省略			<p><b>別表第1</b>(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公</th> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭(条例別表第1又は第2の職務の級が2級である教頭に限る。)</td> <td></td> <td>5種</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>(第3条関係)</p> <p>1 中学校・小学校教育職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>区分</th> <th>管理職手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2</u>級</td> <td><u>5</u>種</td> <td><u>29,600円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p><b>別表第3</b>(第3条関係)</p> <p>1 中学校・小学校教育職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>区分</th> <th>管理職手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2</u>級</td> <td><u>5</u>種</td> <td><u>22,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	公	職	区分	省略			教頭(条例別表第1又は第2の職務の級が2級である教頭に限る。)		5種	職務の級	区分	管理職手当	省略			<u>2</u> 級	<u>5</u> 種	<u>29,600円</u>	職務の級	区分	管理職手当	省略			<u>2</u> 級	<u>5</u> 種	<u>22,000円</u>
公	職	区分																																															
省略																																																	
教頭(条例別表第2_____の職務の級が2級である教頭に限る。)		5種																																															
職務の級	区分	管理職手当																																															
省略																																																	
職務の級	区分	管理職手当																																															
省略																																																	
公	職	区分																																															
省略																																																	
教頭(条例別表第1又は第2の職務の級が2級である教頭に限る。)		5種																																															
職務の級	区分	管理職手当																																															
省略																																																	
<u>2</u> 級	<u>5</u> 種	<u>29,600円</u>																																															
職務の級	区分	管理職手当																																															
省略																																																	
<u>2</u> 級	<u>5</u> 種	<u>22,000円</u>																																															

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 479)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第3条の8関係）

別表（第3条の8関係）

- 1 省略
- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

- 1 省略
- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

省略	
第4号区分	<p>1・2 省略</p> <p>3 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの（第2号区分の項第3号並びに第3号区分の項第3号及び第3号の2に掲げる者を除く。）</p> <p>4～7 省略</p> <p>8 平成18年4月以後の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第2号区分の項第6号並びに第3号区分の項第7号及び第7号の2に掲げる者を除く。）</p> <p>9～11 省略</p>
省略	
第6号区分	<p>1～3 省略</p> <p>4 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第5号区分の項第4号及び第4号の2に掲げる者を除く。）</p> <p>5～7 省略</p> <p>8 平成18年4月以後の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの、特2級であつたもの又は2級であつたものうち期末手当等の加算割合が100分の10であつたもの（第5号区分の項第7号及び第7号の2に掲げる者を除く。）</p> <p>9・10 省略</p>
省略	

省略	
第4号区分	<p>1・2 省略</p> <p>3 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの（第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号 _____ に掲げる者を除く。）</p> <p>4～7 省略</p> <p>8 平成18年4月以後の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第2号区分の項第6号及び第3号区分の項第7号 _____ に掲げる者を除く。）</p> <p>9～11 省略</p>
省略	
第6号区分	<p>1～3 省略</p> <p>4 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第5号区分の項第4号 _____ に掲げる者を除く。）</p> <p>5～7 省略</p> <p>8 平成18年4月以後の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの _____ 又は2級であつたものうち期末手当等の加算割合が100分の10であつたもの（第5号区分の項第7号 _____ に掲げる者を除く。）</p> <p>9・10 省略</p>
省略	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則第4条の規定は、平成20年4月1日から適用する。